

路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務仕様書

1 業務の名称

路線バス運転手確保に向けた魅力発信業務

2 業務の内容

(1) 広報事業計画案の作成

将来にわたる路線バス運転手の確保に向け、より効果的な広報（業界PR及び求人活動をいう、以下同じ。）事業を行うため、札幌市内の路線バス事業者*が行う広報活動の現状と課題を調査・分析しつつ、事業者や札幌市が実施すべき広報事業計画案を作成すること。

また、調査・分析結果や広報事業計画案については、事業者毎の状況に応じ、各社に共有するとともに、広報活動に関する助言を行うこと。

なお、計画の内容の例としては以下のような項目を想定する。

- ・各社の広報活動の現状と課題
- ・広報の対象及び対象ごとに効果的と考えられる情報媒体、発信方法、期待される具体的な効果等
- ・短期的・長期的といった期間ごとの展開

※ 札幌市内の路線バス事業者は、以下4社を想定

- ・ 札幌ばんけい株式会社
- ・ ジェイ・アール北海道バス株式会社
- ・ 株式会社じょうてつ
- ・ 北海道中央バス株式会社

(2) 多様な手法を活用した広報の企画・実施

札幌市内の路線バスの運転手確保に向け、これまで活用しきれていない広報媒体も含めた多様な手法により、「路線バス運転手」という職業の魅力を発信するための広報を企画・実施する。

- ・ 企画（実施）する広報は、下記の内容を含めることとする。

【路線バス業界PR用の紙媒体の原稿データ作成】

路線バス運転手の仕事の実情ややりがいなど、学生等を含む求職者に向けた業界のPRにつながる紙媒体の原稿データを作成すること。

作成に当たっては、札幌市内の路線バス事業者について取材・撮影を実施し、内容は、求職者にとって就職活動の参考となるようなものとする（市内高

校・大学への配架やイベントで配布を想定)。なお、当該紙媒体の印刷は本業務に含まない。

3 業務期間

契約締結日から令和7年(2025年)3月31日(月)まで

4 成果品の納品

(1) 成果品

ア 業務報告書 A4 版 1 部及び当該電子データ (PDF 形式)

イ 上記 2 (2) の業務で作成したもの。形式は事業内容に応じて委託者と協議のうえ決定する。なお、路線バス業界 P R 用紙媒体の原稿の電子データについては、印刷用の ai 形式及び PDF 形式とする。

ウ その他本業務に関連するもので委託者が必要とするもの。

(2) 納期

令和7年(2025年)3月31日(月)

(3) 納品場所

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課
(中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側)

5 環境への配慮

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 特記事項

- (1) 本業務の実施にあたり、札幌市からの受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。

- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 委託者は受託者が本業務の遂行に必要とする資料の提供について便宜を図るとともに、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

受託者が、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項及び提供を受けたデータ並びに資料については、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- (4) 成果品は著作権を含め全て委託者の所有とする。受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (5) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託の業務範囲及び再委託を行う理由を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の主旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

- (6) 本業務で WEB サイトを作成する場合で、受託者が用意するサーバを使用する場合は、以下の要件を満たすデータセンター内に設置しているものを利用すること。
- ・ 日本国内に立地していること。
 - ・ ICカード認証システムや生体認証等を用いた入退出管理がされていること。
 - ・ 空調設備の適切な管理が行われていること。
 - ・ 供給電源は冗長化されていること。
 - ・ 消火ガス等による消火設備を有すること。
 - ・ 耐震構造、免震構造等により震度6弱の地震に十分耐えうる構造であること。
 - ・ 無停電電源装置により瞬時停電時も給電可能なこと。
 - ・ 24時間365日体制による入退出管理、警備が有人で行われていること。
- (7) 本業務で WEB サイトを作成する場合に、札幌市サブドメインを使用できるものとし、使用にあたっては受託者から委託者に協議すること。
- (8) 本業務における情報セキュリティに関する事項は、具体的な業務内容に応じて、別途委託者が示す内容を遵守すること。
- (9) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に記載されていない事項又は本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。

7 個人情報の取り扱いについて

本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、以下の要件を守ること。

- (1) 「個人情報の保護に関する法律」及び別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守して業務を行うこと。
- (2) 毎月、個人情報取扱状況報告書を作成し、本市に報告すること。